　第３号様式（第48条の7、第48条の8関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 運行管理者資格者証 | 訂　正 | (注(1)) | 交付申請書 | | 再交付 |   　　年　　月　　日  　　　東北運輸局長　殿  収入印紙  270円分  　　郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　住所（自宅）    　　電話(連絡先)  　　(フリガナ)  　　氏名  　　生年月日 （昭和・平成） 　 　年　　 月　 　日   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 資格者証の | 訂　正 | (注(1)) | を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則 | | 再交付 |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第48条の７第１項 | (注(1)) | の規定により、別紙書類を添付して申請します。 | | 第48条の８第１項 | | | | | |
|  | 理由 | １．氏名の変更　　　２．汚損　　　３．破損　　　４．亡失 | |  |
| 申請前に有し  ていた資格者  証の記載内容 | 資格者証番号 | 東宮(旅客・乗合・貸切・乗用・特定) 第　　　　　 号 |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | （昭和・平成）　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 変更後の氏名 | |  |
| 注　(1)　不要の文字は消すこと。  　(2)　資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。  (3)　理由の欄は、該当する数字を○で囲むこと。 | | | | |

（日本工業規格Ａ列４番）

　第３号様式（第48条の7、第48条の8関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **記載例**  再交付：収入印紙２７０円分を貼付する。  訂正のみ：収入印紙不要   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 運行管理者資格者証 | 訂　正 | (注(1)) | 交付申請書 | | 再交付 |   　　年　　月　　日  ※日付は入れない。  宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目３－１５  ９８３－８５４０  ミヤギ　タロウ  ０２２－２３５－２５１７  　　　東北運輸局長　殿  　　郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　住所（自宅）    　　電話(連絡先)  　　(フリガナ)  宮城　　太郎  　　氏名  ６２　　　５　　１９  　　生年月日 （昭和・平成）　　 　年　　 月　 　日   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 資格者証の | 訂　正 | (注(1)) | を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則 | | 再交付 |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第48条の７第１項 | (注(1)) | の規定により、別紙書類を添付して申請します。 | | 第48条の８第１項 | | | | | |
|  | 理由 | １．氏名の変更　　　２．汚損　　　３．破損　　　４．亡失 | |  |
| 申請前に有し  ていた資格者  証の記載内容 | 資格者証番号 | 東宮(旅客・乗合・貸切・乗用・特定) 第　１０００ 号 |
| 氏名 | 宮城　太郎 |
| 生年月日 | （昭和・平成）　６２年　　５月　１９日 |
| 変更後の氏名 | |  |
| 注　(1)　不要の文字は消すこと。  　(2)　資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。  (3)　理由の欄は、該当する数字を○で囲むこと。 | | | | |

（日本工業規格Ａ列４番）

申請にあたっての注意事項

再交付のみの場合は、運転免許証のコピーを添付してください。

訂正（氏名変更等）のみの場合は、運行管理者資格者証、訂正の事実が確認できるもの（同一書類の中に新旧氏名の記載された住民票等）を添付してください。

訂正と再交付の両方（氏名変更等を伴う再交付）の場合には、運転免許証のコピー、訂正の事実が確認できるもの（同一書類の中に新旧氏名の記載された住民票等）を添付してください。

宮城運輸支局で再交付・訂正できるのは、宮城運輸支局で交付した運行管理者資格者証（資格者証番号が「東宮」で始まるもの）のみとなります。分からない場合は、事前に電話で宮城運輸支局までご相談ください。

他支局で交付した運行管理者資格者証の訂正・再交付は、その支局にご相談ください。

申請書を提出してすぐに資格者証をお渡しすることはできません。再交付・訂正の場合は、１～２週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

資格者証が出来上がりましたら電話にてお知らせしますので、それから支局へ取りに来ていただく形となります。

出来上がった資格者証について、郵送での返送を希望される場合は、返信用封筒（Ａ４サイズが折らずに入る大きさで、返送先を記入し、４６０円分の切手を貼付したもの）を申請書と一緒に提出してください。出来上がり次第、簡易書留で返送します。